

簡易DB発注方式試行要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市上下水道局（以下、「局」という。）が発注する水道施設工事において、効率的かつ合理的な設計及び施工の実施を図るために、簡易DB発注方式を試行する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道施設工事 局が発注する配水管等の布設または布設替工事及びそれに付帯する工事全般をいう。
- (2) 簡易DB発注方式 当初設計では、概算数量で積算した設計金額により入札し、契約後、設計図書等に基づいて管路設計を行い、施工条件の確認及び設計数量の確定を行う方式（以下、「本方式」という。）をいう。
- (3) 概算数量 詳細設計によらず算出した数量をいう。
- (4) 設計成果 施工現場や埋設物等の調査を踏まえ、設計図書等に基づき作成する施工数量の根拠となる平面図、配管図、断面図、縦断図等の図面をいう。

(本方式の発注)

第3条 本方式の発注に当たっては、横須賀市上下水道局契約規程をはじめ、入札及び契約に関する各種規則、規程、要綱、要領等に基づき行う。

(対象工事)

第4条 本方式を適用する水道施設工事は、次の全てに該当する工事のうち、局で指定した工事とする。

- (1) 本方式により工事発注事務を効率的に行うことができる工事であること。
- (2) 現場状況と概算数量設計との大幅な離れが生じない工事、また、工事費や工期等に著しい影響を与えない工事であること。
- (3) 水管橋工事や推進工事等といった特殊かつ高度な設計を必要としない工事であること。
- (4) 国等の交付金事業や補助事業に該当しない工事であること。
- (5) 他企業発注の工事と同時または共同して行わない工事であること。

(設計書の作成)

第5条 設計書は、次に定めるところにより、作成するものとする。

- (1) 設計図は基本的に平面図で構成し、必要に応じて断面図や詳細図等を追加する。
- (2) 概算数量設計の対象工種は、試掘工、配水管布設工、公道内給水管接続替工、宅地内給水管接続替工、管撤去工、路面復旧工とし、その他工種は、詳細設計により算出した

数量とする。

- (3) 積算は、各種工事の積算基準に基づき、詳細設計により算出した数量及び概算数量により行う。なお、概算数量で積算する際は、代表的な施工条件に基づいた歩掛を使用するものとする。
- (4) 請負者が工事施工前に行う管路設計の費用は、共通仮設費の「準備費」に積み上げ計上する。なお、管路設計の費用には、設計協議、現地調査、管路設計、設計成果図面の作成及び提出に要する費用を含む。
- (5) 公道内給水管接続替工、宅地内給水管接続替工及び路面復旧工の概算数量の確認は、通常行う設計図書の照査に関する調査及び測量に要する費用として、給水管接続替調整工、共通仮設費率（準備費）に含まれるものとする。
- (6) 設計成果の作成に関わらない、通常行う設計図書の照査に関する調査及び測量に要する費用は、共通仮設費率（準備費）に含まれるものとする。
- (7) 管路設計期間は、通常の標準工期に加え15日加算する。

（特記仕様書）

第6条 本方式により発注する場合は、次の事項を特記仕様書に明示するものとする。

- (1) 本方式により発注する水道施設工事であること。
- (2) その他、本方式において必要な事項を明示する。

（管路設計業務等）

第7条 請負者は、「簡易DB発注方式の試行における設計基準書」に基づき管路設計業務等を行うこと。また、管路設計の履行に関し、業務の管理及び統括等は、現場代理人又は主任（監理）技術者が担当するものとする。

（契約締結後の指示等）

第8条 監督員は、契約締結後に請負者に対し、次に掲げる指示、確認及び監督を行うものとする。

- (1) 請負者に対し必要に応じて参考資料の貸与や現場立会により設計内容の事前確認を行う。
- (2) 概算数量で積算する際は、代表的な施工条件に基づいた歩掛を使用しているため、施工条件を確認する。

（施工計画書）

第9条 請負者は、試掘調査着手前までに試掘調査に係る部分についての施工計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。また、管路工事着手前までに、承諾された設計成果を反映させた工事施工に係る部分についての施工計画書を追加提出し、承諾を得ること。

（設計変更等）

第10条 設計成果に基づく設計変更等の手続きは、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 設計変更及び設計変更に伴う契約変更の手続きは、工事請負契約約款の関連条項及び工事請負設計変更ガイドラインに基づき行う。
- (2) 「簡易DB発注方式の試行における概算数量設計の積算基準書」に基づき設計変更を行うものとする。
- (3) 変更理由は「簡易DB発注方式のため、設計図書等に基づく管路設計により変更を行う。」とする。
- (4) 設計成果の承諾後や施工過程において予期せぬ事由により設計変更の必要が生じた場合、請負者は、変更の根拠となる資料等を提出の上、速やかに監督員と協議し、変更内容を反映させた設計成果を提出すること。

(検査及び成績評価)

第11条 検査及び評価は、工事等検査規則によるものとする。なお、試行において管路設計業務は検査及び評価の対象としない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、監督員と請負者が協議して定める。

附 則

この要領は、令和5年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月22日以降に公告する工事から施行する。